

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第六十一号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第一条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項中「都道府県知事はその者の自立のために同条第一項に規定する児童自立生活援助が必要と認めたる」を「次の各号のいずれかに掲げる者である」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助（次号及び第四十二条第十号において「児童自立生活援助」という。）の実施、法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施又は法第十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護を解除された者
- 二 前号に掲げる者のほか、都道府県知事が自立のために児童自立生活援助が必要と認めたる者

第一条の二に次の二項を加える。

法第六条の三第一項第二号の政令で定めるものは、児童自立生活援助事業としての相談その他の援助を受けている者、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設を行う相談その他の援助を受けている者又は児童相談所その他の内閣府令で定める機関の行う自立のための援助を受けている者とする。

法第六条の三第一項第二号の政令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校（以下この号において「高等学校」という。）、同法第八十三条に規定する大学（以下この号において「大学」という。）その他内閣府令で定める教育施設に在学する生徒若しくは学生又は高等学校、大学若しくは当該内閣府令で定める教育施設への入学が予定されている者であること。

二 試みの使用期間中の者又はこれに準ずる者として内閣府令で定めるものであること。

三 社会的養護自立支援拠点事業の利用、公共職業安定所における就職に関する相談その他の内閣府令で定める就労又は就労に向けた活動を行つていている者であること。

四 疾病又は負傷のために就労若しくは就労又はこれらに向けた活動を行うことが困難な者であること。

第二条第二項中「第十二条の四」を「第十二条の四第一項」に、「児童を一時保護する施設」を「一時保護施設」に改める。

第三条の二第一項、第五項及び第六項中「第十三条第三項第一号」を「第十三条第三項第二号」に改める。

第二十三号第四号中（昭和二十二年法律第二十六号）を削る。

第二十四号中「第六条の二の二第九項」を「第六条の二の二第八項」に改める。

第二十五条の七第一項中「医療型児童発達支援を提供する」を「肢体不自由（法第六条の二の二第二項に規定する肢体不自由をいう。次項及び第二十五条の十二において同じ。）のある児童に対して治療を行う」に改め、同条第二項中「医療型児童発達支援を提供する」を「肢体不自由のある児童に対して治療を行う」に改める。

第二十五条の八中「第二十一条の五の十九第二項」を「第二十一条の五の二十第二項」に改める。

第二十五条の十一を削り、第二十五条の十の二を第二十五条の十一とする。

第二十五条の十二中「医療型児童発達支援を提供する」を「肢体不自由のある児童に対して治療を行う」に改める。

第二十七条の八の表第二十一条の五の十五第三項の項、第二十七条の十の表第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の十五第三項の項、第二十七条の十の表第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の十五第三項の項、第二十七条の十五の表第二十一条の五の十五第三項の項及び第二十七条の十七の表第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第三項の項中「医療型児童発達支援に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。」を削る。

第二十八条中「第六条の二の二第三項」を「第七条第二項」に改める。

第四十二条第四号中「児童福祉施設」の下に、「小規模住居型児童養育事業」を加え、同条中第十一号を第十五号とし、第十号を第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 法第五十一条第二号の二に掲げる費用については、内閣総理大臣が法第二十一条の十八第一項に規定する家庭支援事業の種類等を考慮して定める基準によつて算定した当該家庭支援事業に従事する職員の給与費その他の経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする）を超えるときは、当該費用の額とする）から内閣総理大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収金の額を控除した額

第四十二条第九号を同条第十二号とし、同条第八号中「第十二条の四の規定による施設」を「第十二条の四第一項に規定する一時保護施設」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第七号を同条第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 法第五十条第七号に掲げる費用のうち里親支援センターにおいて行う法第十一条第四項に規定する里親支援事業に要する費用については、内閣総理大臣が里親支援センターの所在地による地域差等を考慮して定める基準によつて算定した当該里親支援事業に従事する職員の給与費その他の経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする）を超えるときは、当該費用の額とする）

十 法第五十条第七号の三に掲げる費用については、児童自立生活援助を行う場所の種類、当該場所の所在地による地域差等を考慮して内閣総理大臣が定める基準によつて算定した児童自立生活援助事業に従事する職員の給与費、利用者の日常生活費その他の経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする）を超えるときは、当該費用の額とする）から内閣総理大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収金の額を控除した額

六 法第五十条第六号の次に次の一号を加える。

又法第二十七条第一項第二号に規定する指導に係る児童の数を考慮して定める基準によつて算定した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする）を超えるときは、当該費用の額とする。

第四十五条の三第一項中「第十三条第三項第一号」を「第十三条第三項第二号」に、「第十八条の二」を「第十八条の二十の二」に改め、「保育士の登録等」の下に、「法第十八条の二十の三第一項の規定による報告の受理、法第十八条の二十の四第二項の規定による同条第一項のデータベースへの記録等」を、「又は援助」の下に、「法第二十四条の十九第四項の規定による協議の場の設置等」を、「命令」の下に、「児童相談所設置市が行う親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業に係る法第三十四条の七の三の規定による質問等及び法第三十四条の七の四の規定による制限又は停止の命令、児童相談所設置市が行う妊産婦等生活援助事業に係る法第三十四条の七の六の規定による質問等及び法第三十四条の七の七の規定による制限又は停止の命令」を加え、「第五十九条の四第三項」を「第五十九条の四第四項」に改め、同条第八項中「都道府県を除く。」と「都道府県及び児童相談所設置市」と、法第三十四条の七の三第一項及び第三十四条の七の四中「行う者」とあるのは「行う者（都道府県を除く。）」と、法第三十四条の七の五第二項から第四項までの規定中「及ぶ都道府県」とあるのは「都道府県及び児童相談所設置市」と、法第三十四条の七の五第二項から第四項までの規定中「及ぶ都道府県」とあるのは「都道府県及び児童相談所設置市」と、法第三十四条の七の六第一項及び第三十四条の七の七中「行う者」とあるのは「行う者（都道府県を除く。）」とを加え、同条第九項中「命令に関する規定」の下に、「法第三十四条の七の三第一項の規定による親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、法第三十四条の七の四の規定による親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定」を加える。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第七百七十四条の二十六第一項中「第十三条第三項第一号」を「第十三条第三項第二号」に、「第七百七十四条の四十九の二第一項第六号」を「第七百七十四条の四十九の二第一項第八号」に、「第七百七十四条の四十九の二第一項第七号」を「第七百七十四条の四十九の二第一項第九号」に、「第七百七十四条の四十九の二第一項第十号」を「第七百七十四条の四十九の二第一項第十二号」に、「第十八条の二十一

を「第十八条の二十の二」に、「第七十四条の四十九の二第一項第十一号」を「第七十四条の四十九の二第一項第十三号」に改め、「登録等」の下に、「同法第十八条の二十の三第一項の規定による報告の受理、同法第十八条の二十の四第二項の規定によるデータベースへの記録等」を加え、「第七十四条の四十九の二第一項第二十号」を「第七十四条の四十九の二第一項第二十五号」に、「第七十四条の四十九の二第二十一号」を「第七十四条の四十九の二第一項第二十六号」に改め、「命令」の下に、「指定都市が行う同法第六十条の三第十五項に規定する親子再統合支援事業（第八項及び第七十四条の四十九の二第二十二号において「親子再統合支援事業」という。）、同法第六十条の三第十六項に規定する社会的養護自立支援拠点事業（第八項及び第七十四条の四十九の二第二十二号において「社会的養護自立支援拠点事業」という。）又は同法第六十条の三第十七項に規定する意見表明等支援事業（第八項及び第七十四条の四十九の二第二十二号において「意見表明等支援事業」という。）に係る同法第三十四条の七の三の規定による質問等及び同法第三十四条の七の四の規定による制限又は停止の命令、指定都市が行う同法第六十条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業（第八項及び第七十四条の四十九の二第二十七号において「妊産婦等生活援助事業」という。）に係る同法第三十四条の七の六の規定による質問等及び同法第三十四条の七の七の規定による制限又は停止の命令」を加え、「第七十四条の四十九の二第一項第二十三号」を「第七十四条の四十九の二第一項第二十八号」に、「第七十四条の四十九の二第一項第二十五号」を「第七十四条の四十九の二第一項第二十九号」に、「第七十四条の四十九の二第一項第三十五号」を「第七十四条の四十九の二第一項第四十一号」に、「第七十九条の四第三項」を「第七十九条の四第四項」に改め、同条第七項中「第二十六條第一項第二号」を「第二十四条の十九の四第四項中「市町村」とあるのは、「当該指定都市以外の市町村」と、同法第二十六條第一項第二号」に改め、「都道府県を除く。」と「の下に、「同法第三十四条の七の二第二項から第四項までの規定中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び指定都市」と、同法第三十四条の七の三第一項及び第三十四条の七の四中「行う者」とあるのは「行う者（都道府県を除く。）」と、同法第三十四条の七の五第二項から第四項までの規定中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び指定都市」と、同法第三十四条の七の六第一項及び第三十四条の七の七中「行う者」とあるのは「行う者（都道府県を除く。）」と」を加え、同条第八項中「命令に関する規定」の下に、「同法第三十四条の七の三第一項の規定による親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業に関する規定、同法第三十四条の七の四の規定による親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業の制限又は停止についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の七の六第一項の規定による妊産婦等生活援助事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の七の七の規定による妊産婦等生活援助事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定」を加える。

第七十四条の四十九の二第一項第三十八号を同項第四十四号とし、同項第三十七号中「第五十九條の四第三項」を「第五十九條の四第四項」に改め、同号を同項第四十三号とし、同項中第三十六号を第四十二号とし、第二十二号から第三十五号までを六号ずつ繰り下げ、第二十一号を第二十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十七 中核市が行う妊産婦等生活援助事業に係る児童福祉法第三十四条の七の六の規定による質問等及び同法第三十四条の七の七の規定による制限又は停止の命令に関する事務

第七十四条の四十九の二第二項第二十号を第二十五号とし、第十九号を第二十四号とし、第十八号を第二十三号とし、第十七号を第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二 児童福祉法第三十三条の六の二の規定による措置、同法第三十三条の六の三の規定による利用の勧奨、同法第三十四条の七の二第一項の規定による親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業の実施、同条第二項から第四項までの規定による届出、同法第三十四条の七の三の規定による質問等及び同法第三十四条の七の四の規定による制限又は停止の命令に関する事務

第七十四条の四十九の二第二項第十六号中「第三十一条まで」の下に、「第三十一条の二第一項、第二項及び第四項」を加え、「第七項及び第九項」を「第九項及び第十一項」に改め、同号を同項第二十号とし、同項中第十五号を第十九号とし、第十二号から第十四号までを四号ずつ繰り下げ、同項第十一号中「第十八条の二十」を「第十八条の二十の二」に改め、同号を同項第十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

十四 児童福祉法第十八条の二十の三第一項の規定による報告の受理に関する事務

十五 児童福祉法第十八条の二十の四第二項の規定によるデータベースへの記録等に関する事務

第七十四条の四十九の二第一項中第十号を第十二号とし、第七号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、同項第六号中「第十三条第三項第一号」を「第十三条第三項第二号」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 児童福祉法第十二条の四第二項の規定による条例の制定に関する事務

第七十四条の四十九の二第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 児童福祉法第六十条の三第一項第二号及び児童福祉法施行令第一条の二第二項第二号の規定による認定に関する事務

第七十四条の四十九の二第二項中「都道府県を除く。」と「の下に、「同法第三十四条の七の五第二項から第四項までの規定中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び中核市」と、同法第三十四条の七の六第一項及び第三十四条の七の七中「行う者」とあるのは「行う者（都道府県を除く。）」と」を加え、同条第三項中「命令に関する規定、同法」の下に、「第三十四条の七の三第一項の規定による親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の七の四の規定による親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、同法」を加え、「第七十四条の四十九の二第一項第二十五号」を「第七十四条の四十九の二第一項第三十一号」に改める。

第三条 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項第一号中「同条第五項」を「同条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

（消防法施行令の一部改正）

第四条 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一（六）項ハ(4)中「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同項ハ(5)中「同条第十五項」を「同条第十七項」に改める。

（刃地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令の一部改正）

第五条 次に掲げる政令の規定中「母子健康包括支援センター」を「こども家庭センター」に改める。

一 刃地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百一号）第二号第九号

二 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和三年政令第三百三十七号）第七号第六項第九号

（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部改正）

第六条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第七号第三号中「昭和二十二年法律第六十四号」の下に「第十条の二第二項に規定することも家庭センター（母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第二十二条第一項第一号から第四号までに掲げる事業を行う施設に限る。）、児童福祉法」を加え、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

(活動火山対策特別措置法施行令の一部改正)
第七条 活動火山対策特別措置法施行令(昭和五十三年政令第二百七十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「又は同条第七項」を、「同条第七項」に改め、「一時預かり事業」の下に「、同条第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業又は同条第二十項に規定する児童育成支援拠点事業」を、「(除く)」の下に、「同法第十条の二第二項に規定することも家庭センター」を加え、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。
 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令の一部改正)
第八条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)の一部を次のように改正する。
 第六十一条第一号中「母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センター」を、「子ども家庭センター、母子・父子福祉施設」に改める。
 (健康増進法施行令の一部改正)

第九条 健康増進法施行令(平成十四年政令第三百六十一号)の一部を次のように改正する。
 第三条第十五号中「同条第五項」を「同条第四項」に、「若しくは同条第六項」を「若しくは同条第五項」に、「及び同条第十三項」を、「同条第十三項」に改め、「病児保育事業」の下に、「同条第十五項に規定する親子再統合支援事業、同条第十六項に規定する社会的養護自立支援拠点事業、同条第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業、同条第二十項に規定する児童育成支援拠点事業及び同条第二十一項に規定する親子関係形成支援事業」を、「児童福祉施設」の下に、「同法第十条の二第二項に規定することも家庭センター、同法第十条の三第一項に規定する地域子育て相談機関の所在する施設」を加え、同条中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とする。
 (特定都市河川浸水被害対策法施行令の一部改正)

第十条 特定都市河川浸水被害対策法施行令(平成十六年政令第六十八号)の一部を次のように改正する。
 第十九条第一号中「及び児童家庭支援センター」を、「児童家庭支援センター及び里親支援センター」に、「母子健康包括支援センター」を「妊産婦等生活援助事業の用に供する施設、子ども家庭センター」に改める。
 (地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正)

第十一条 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令(平成十七年政令第二百五十七号)の一部を次のように改正する。
 第二条第一号中「同条第五項」を「同条第四項」に、「又は同条第六項」を「又は同条第五項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に、「若しくは同条第十項」を「同条第十項」に、「の用に供する」を、「同条第十五項に規定する親子再統合支援事業、同条第十六項に規定する社会的養護自立支援拠点事業、同条第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業、同条第二十項に規定する児童育成支援拠点事業若しくは同条第二十一項に規定する親子関係形成支援事業の用に供する施設、同法第十条の二第二項に規定することも家庭センター、同法第十条の三第一項に規定する地域子育て相談機関の所在する」に、「又は同法」を「同法」に改め、「児童家庭支援センター」の下に「又は同法第四十四条の三第一項に規定する里親支援センター」を加え、同条第五号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は母子保健法(昭和四十年法律第四百十一号)第二十二條第二項に規定する母子健康包括支援センター」を削る。
 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令の一部改正)

第十二条 次に掲げる政令の規定中「第六条の二の二第九項」を「第六条の二の二第八項」に改める。
 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十三条の五第一項第四号及び第三項

二 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令(平成二十三年政令第二百九号)第一条第一項
第十三条 津波防災地域づくりに関する法律施行令(平成二十三年政令第四百二十六号)の一部を次のように改正する。
 第十九条第一号中「児童相談所、母子健康包括支援センター」を「妊産婦等生活援助事業の用に供する施設、児童育成支援拠点事業の用に供する施設、子ども家庭センター、児童相談所」に改める。
 第二十一条第一号中「及び児童家庭支援センター」を、「児童家庭支援センター及び里親支援センター」に、「母子健康包括支援センター」を「妊産婦等生活援助事業の用に供する施設、子ども家庭センター」に改める。
 (子ども・子育て支援法施行令の一部改正)

第十四条 子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)の一部を次のように改正する。
 第十三条第二項第四号中「同条第三項に規定する医療型児童発達支援」を削り、「同条第五項」を「同条第四項」に改める。
 (子ども家庭庁組織令の一部改正)

第十五条 子ども家庭庁組織令(令和五年政令第二百五号)の一部を次のように改正する。
 第三条第四号及び第四条第一号中「児童家庭支援センター」の下に、「里親支援センター」を加える。
 第二十二条第一号中「及び児童家庭支援センター」を、「児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改め、同条第三号中「里親」を「第一号(里親支援センター)及びその職員を養成する施設に係る部分に限る」に掲げるもののほか、「里親」に改め、同条第五号中「及び児童自立支援施設」を「児童自立支援施設及び里親支援センター」に改める。

附則

施行期日
第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

第二条 (辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)
 第二条 次に掲げる施設のうち、児童福祉法等の一部を改正する法律第四条の規定による改正後の母子保健法(昭和四十年法律第四百十一号)次条において「新母子保健法」という。第二十二條第一項第一号から第四号までに掲げる事業の用に供するものであって、かつ、第五条(第一号に係る部分に限る)の規定による改正後の辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令第二條第九号に規定することも家庭センターに該当しないものは、同条(同号に係る部分に限る)の規定の適用については、同号に規定することも家庭センターとみなす。

一 この政令の施行の日(以下「施行日」という)の前日において、第五条(第一号に係る部分に限る)の規定による改正前の辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令第二條第九号に規定する母子健康包括支援センター(以下この号及び次号において「母子健康包括支援センター」という)であった施設及び児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成二十九年政令第六十三号)附則第二條の規定により母子健康包括支援センターとみなされていた施設
 二 施行日前に定められた辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第三條第一項に規定する総合整備計画(母子健康包括支援センターの整備について定められたものに限る)に基づいて施行日以後に設置される施設

(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第三条 次に掲げる施設のうち、新母子保健法第二十二條第一項第一号から第四号までに掲げる事業の用に供するものであって、かつ、第五條(第二号に係る部分に限る。)の規定による改正後の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令第七條第六項第九号に規定することも家庭センターに該当しないものは、同條(同号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号に規定することも家庭センターとみなす。

一 施行日の前日において、第五條(第二号に係る部分に限る。)の規定による改正前の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令第七條第六項第九号に規定する母子健康包括支援センター(次号において「母子健康包括支援センター」という。)であった施設

二 施行日前に定められた過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第八條第一項に規定する市町村計画(母子健康包括支援センターの整備について定めたものに限る。)に基づいて施行日以後に設置される施設

(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 施行日前に地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第七十九号。以下この条において「地域住宅特別措置法」という。)第六條第六項の規定により同條第一項に規定する地域住宅計画に記載された同條第六項に規定する公共公益施設であつて、施行日以後に新たに第十一條の規定による改正前の地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令第二條第五号に規定する母子健康包括支援センターとして整備するものは、地域住宅特別措置法第十二條の規定により読み替えて適用する公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第三十六條第三号及び第十一條の規定による改正後の地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令第二條(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同條第一号に規定することも家庭センターとみなす。

内閣総理大臣 岸田 文雄
 総務大臣 松本 剛明
 厚生労働大臣 武見 敬三
 国土交通大臣 齊藤 鉄夫
 防衛大臣 木原 稔